

① 食の安全・安心について

名古屋市では市民の皆さまの食の安全・安心を確保するためには、消費者、事業者、市といった、食に携わるすべての人による、それぞれの立場からのリスクコミュニケーション（情報や意見を交換し、相互に理解し、協力すること）が重要と考えています。

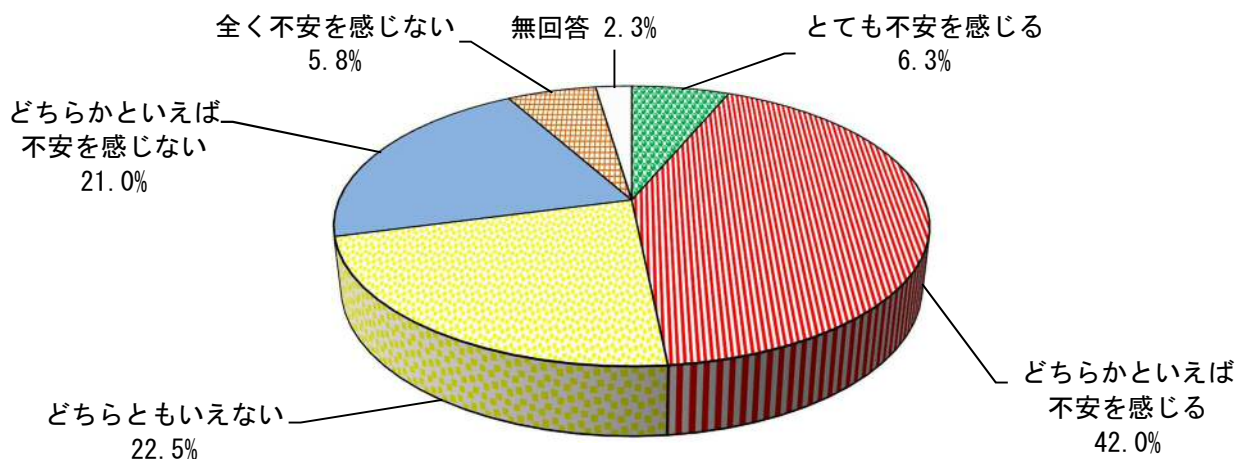
このアンケートでは市民の皆さまに食の安全・安心についての考え方などをおたずねし、今後の施策の検討に役立ててまいります。

※各図表の「N」は、回答者数を表しています。

問1 あなたは日常生活で「食の安全」について、不安を感じることがありますか。

(○は1つだけ)

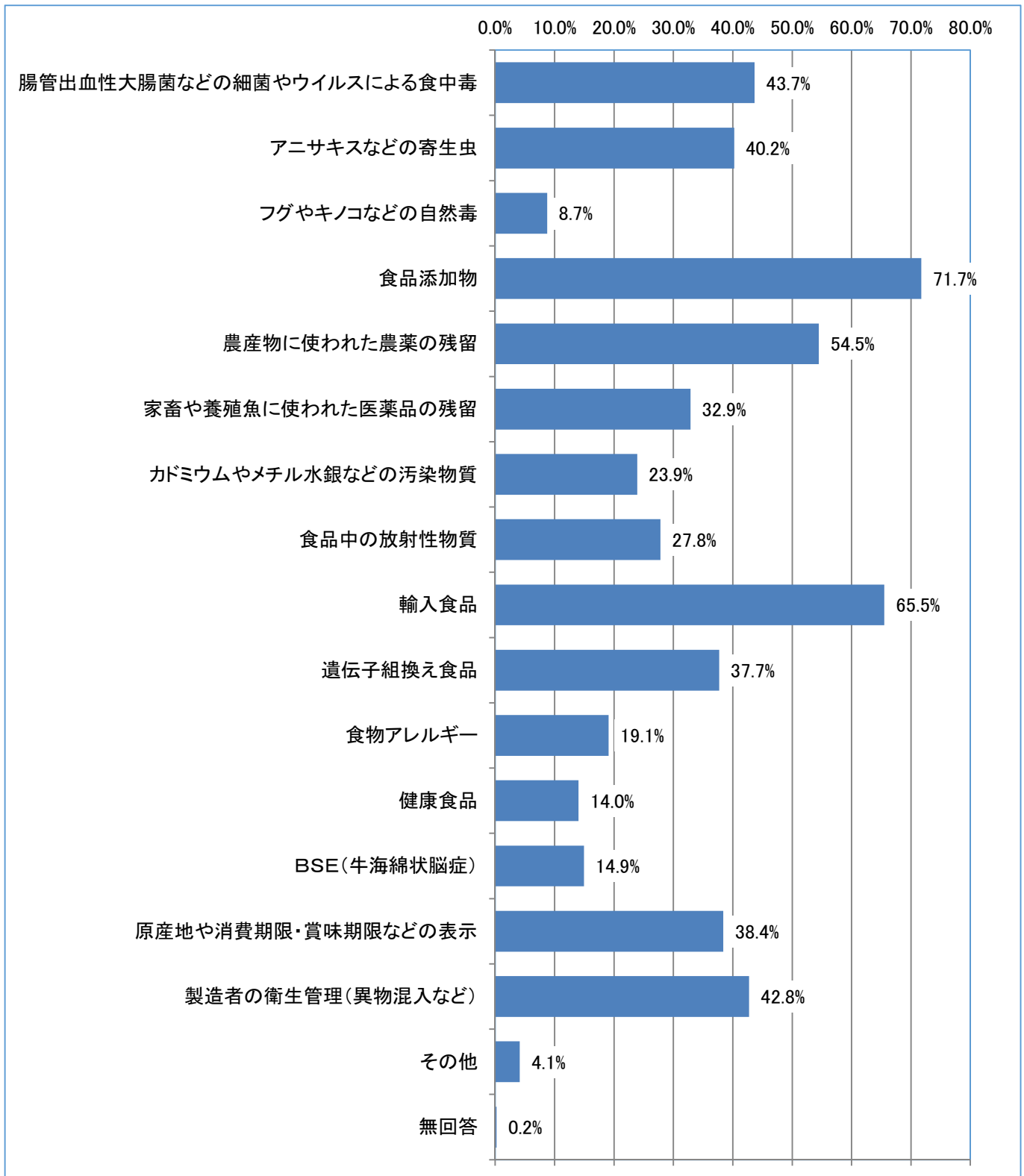
N=899



《問1で1～2と答えた方（不安を感じる方）におたずねします。》

問2 あなたが「食の安全」について不安を感じる要因は何ですか。（〇はいくつでも）

N = 435



《すべての方におたずねします。》

◆<生食用食肉について>

食肉にはもともと腸管出血性大腸菌やカンピロバクターなどの食中毒菌が存在する可能性があり、たとえ鮮度が良くても食肉を生もしくは加熱不十分で食べると、食中毒になる危険があります。

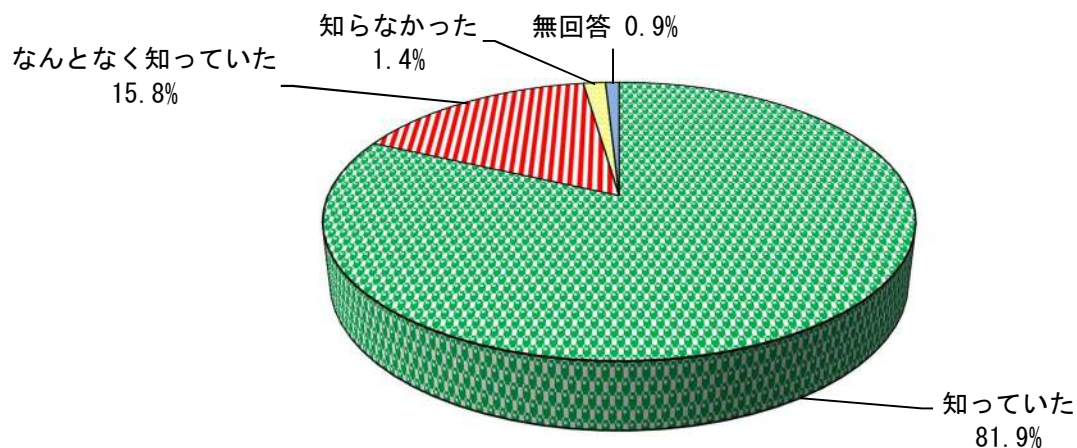
平成 23 年 10 月より牛肉の生食用食肉については食品衛生法に基づく規格基準に合うものでなければ提供することができなくなりました。さらに、平成 24 年 7 月には牛レバー（牛肝臓）、平成 27 年 6 月には豚肉（肝臓等の内臓肉を含む）を生食用として提供することについても禁止されました。また、近年、生や半生の鶏肉料理を食べたことによるカンピロバクター食中毒が多発しており注意が必要です。

※ このアンケートでの「食肉の生食」とはユッケ、たたき、レバー刺身、ささみ霜降り等の食肉を生または生に近い状態で食べることを指します。

問3 あなたは、「食肉の生食」は食中毒が起こる危険性があることを知っていましたか。

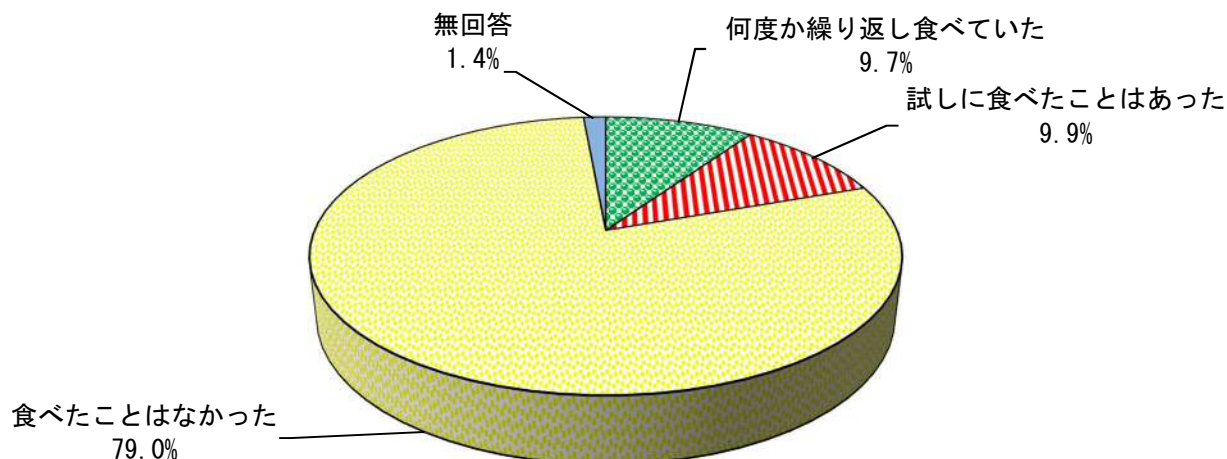
(○は1つだけ)

N=899



問4 あなたは過去1年間に、どのくらい「食肉の生食」をしていましたか。(○は1つだけ)

N=899

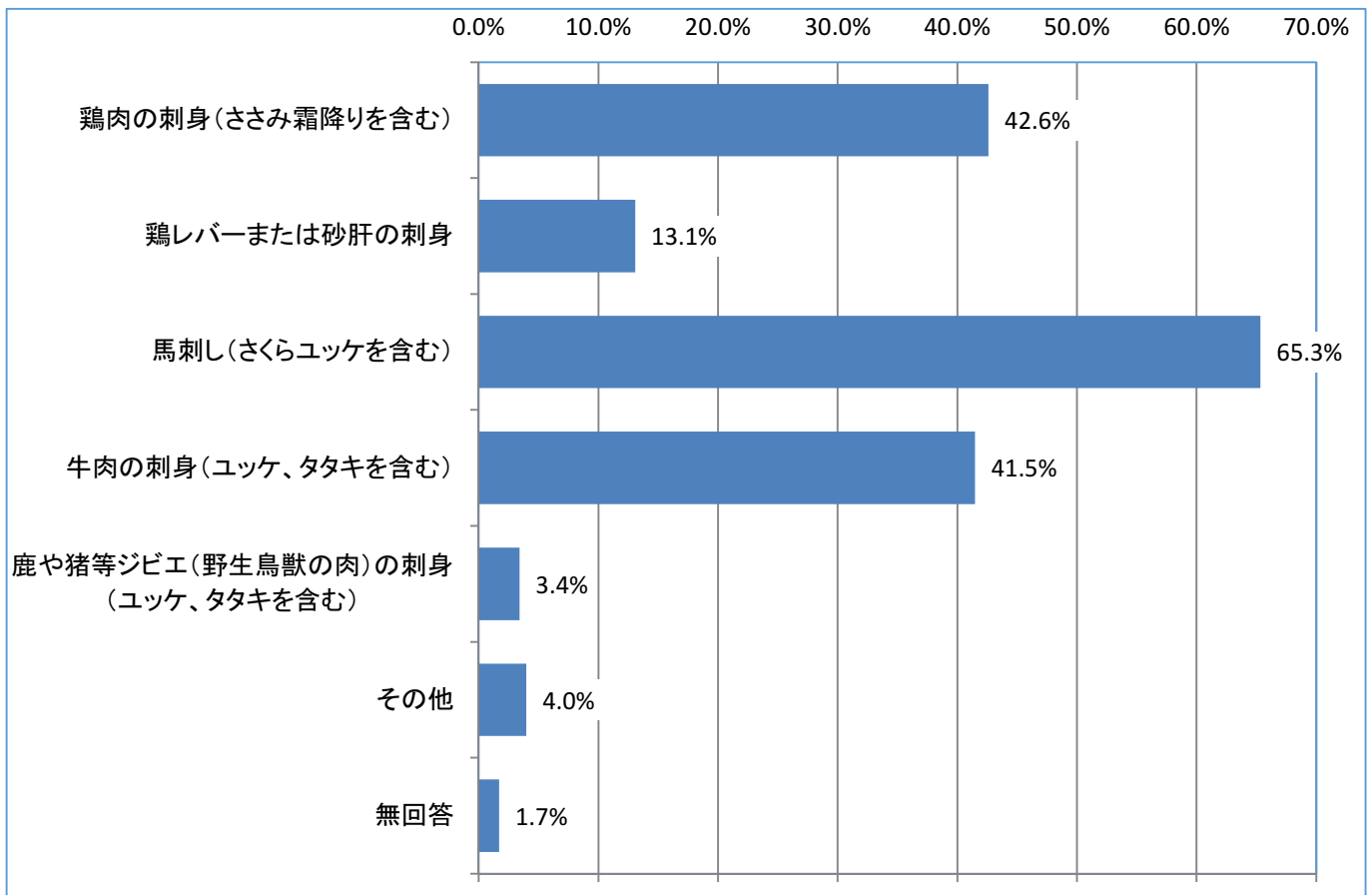


《問4で1～2と答えた方（過去1年間に食べたことがある方）におたずねします。》

問5 あなたが過去1年間に食べたことのある食肉の生食料理は何ですか。

（○はいくつでも）

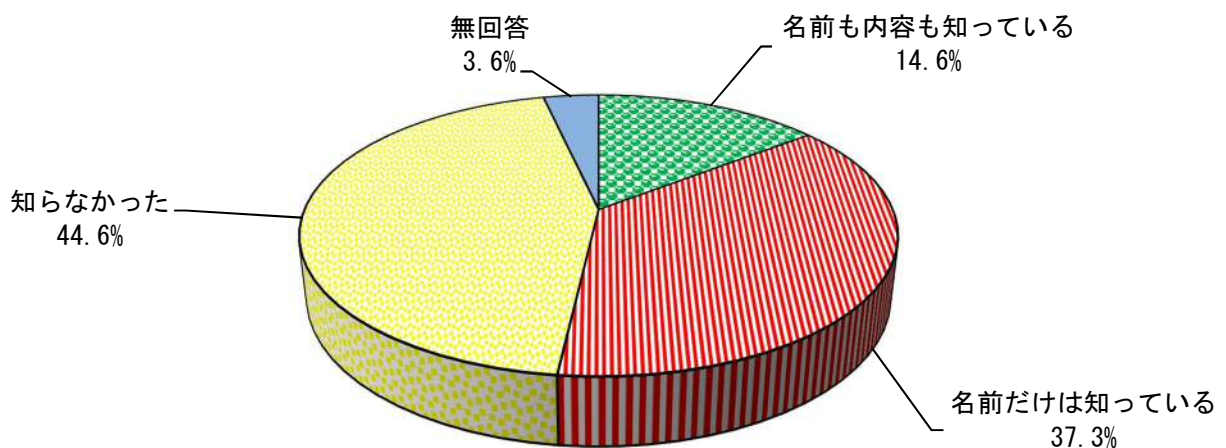
N=176



《すべての方におたずねします。》

問6 近年、生や半生の鶏肉料理を食べたことにより多く発生している「カンピロバクター食中毒」を知っていますか。（○は1つだけ）

N=899

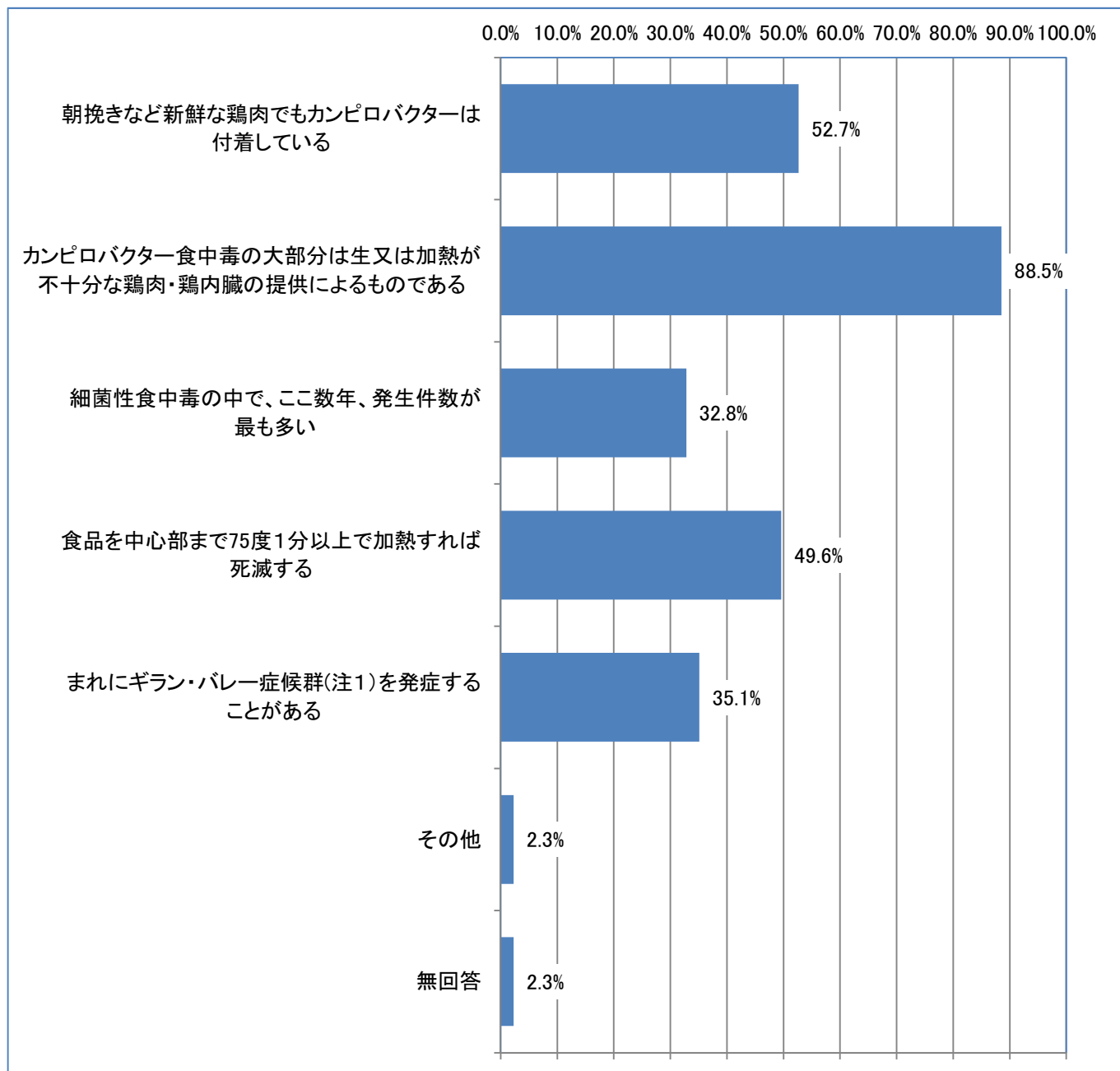


《問6で1と答えた方（名前も内容も知っている方）におたずねします。》

問7 「カンピロバクター食中毒」について知っていることを選んでください。

(○はいくつでも)

N = 131



注1) 手足の筋力低下による歩行困難、呼吸筋麻痺などの症状がでる神経疾患。

《すべての方におたずねします。》

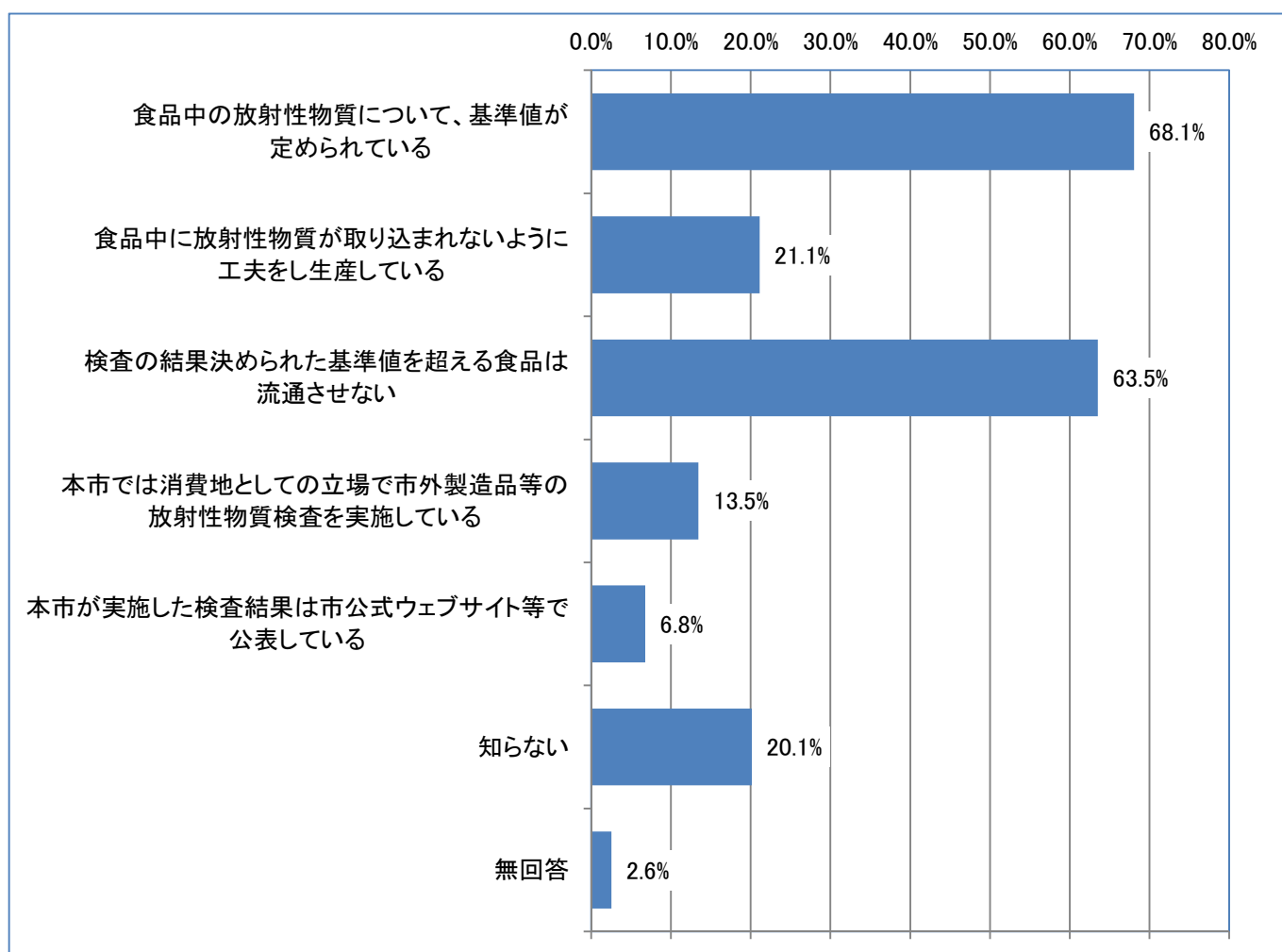
◆<食品中の放射性物質について>

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を受け、東日本の 17 都県では、国の検査計画に基づく検査が実施され、基準値を超える放射性セシウムが検出された食品は、出荷制限等の措置が取られています。名古屋市では、平成 23 年 3 月から、さらなる安全・安心の確保のため、本市独自の検査方針に基づいて食品の放射性物質検査を行っており、これまで基準値を超える食品は出ておりません。

問 8 「食品中の放射性物質に関して、行政・事業者などが多方面から様々な取組みを実施しています。以下の選択肢の中から知っていることを選んでください。

(○はいくつでも)

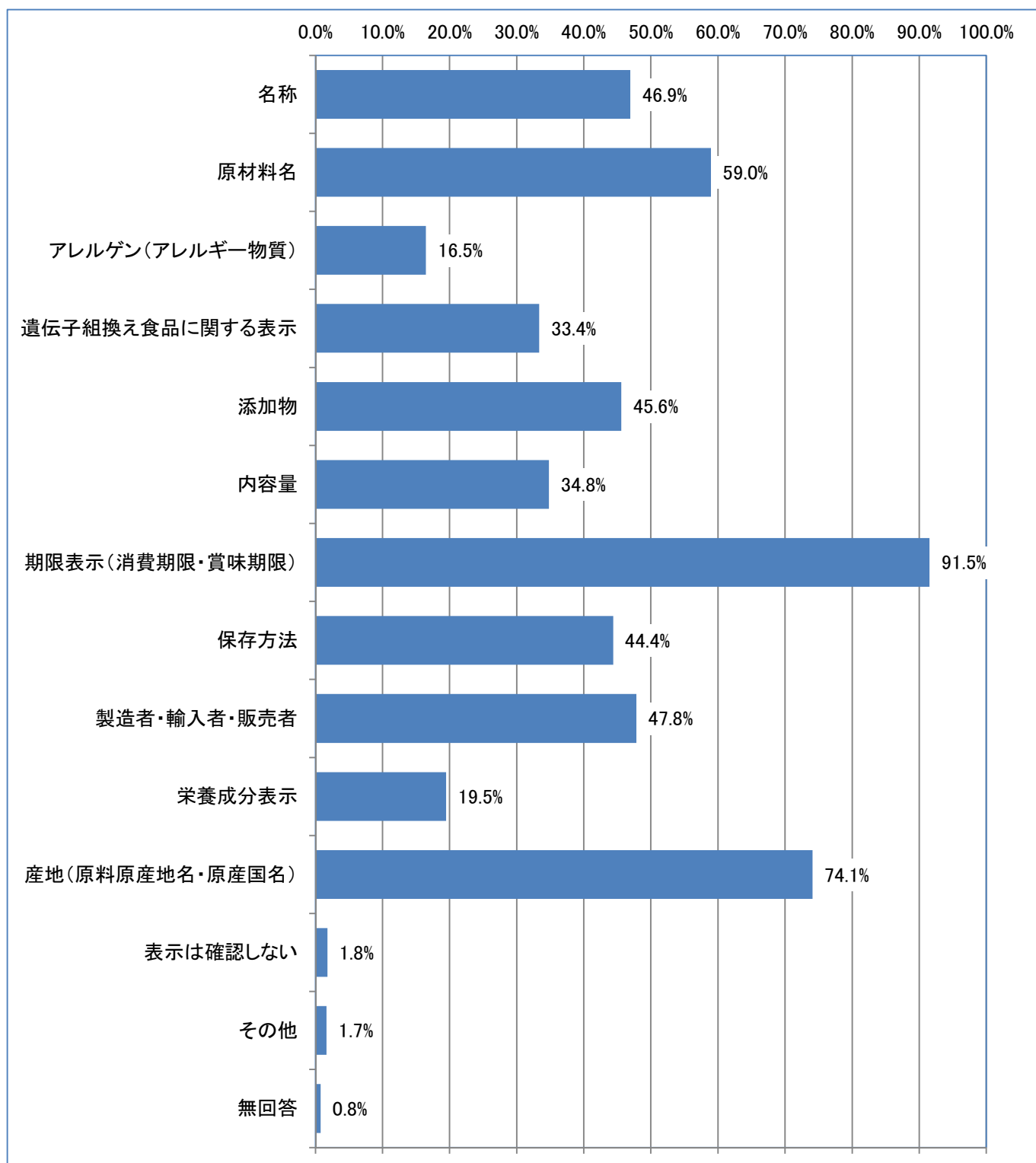
N = 899



《すべての方におたずねします。》

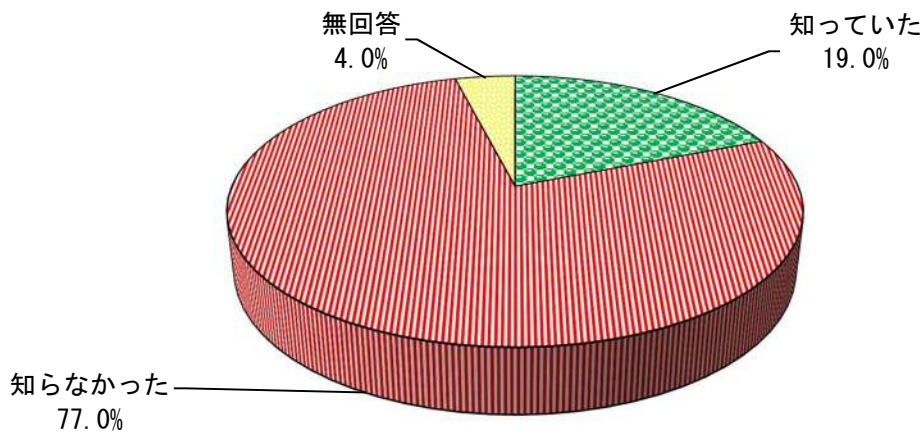
問9 食品を選択する際に確認する表示内容はどんなことですか。(〇はいくつでも)

N=899



問 10 平成 27 年に食品表示法が制定され、食品表示のルールが変わったことを知っていますか。 (○は1つだけ)

N = 899

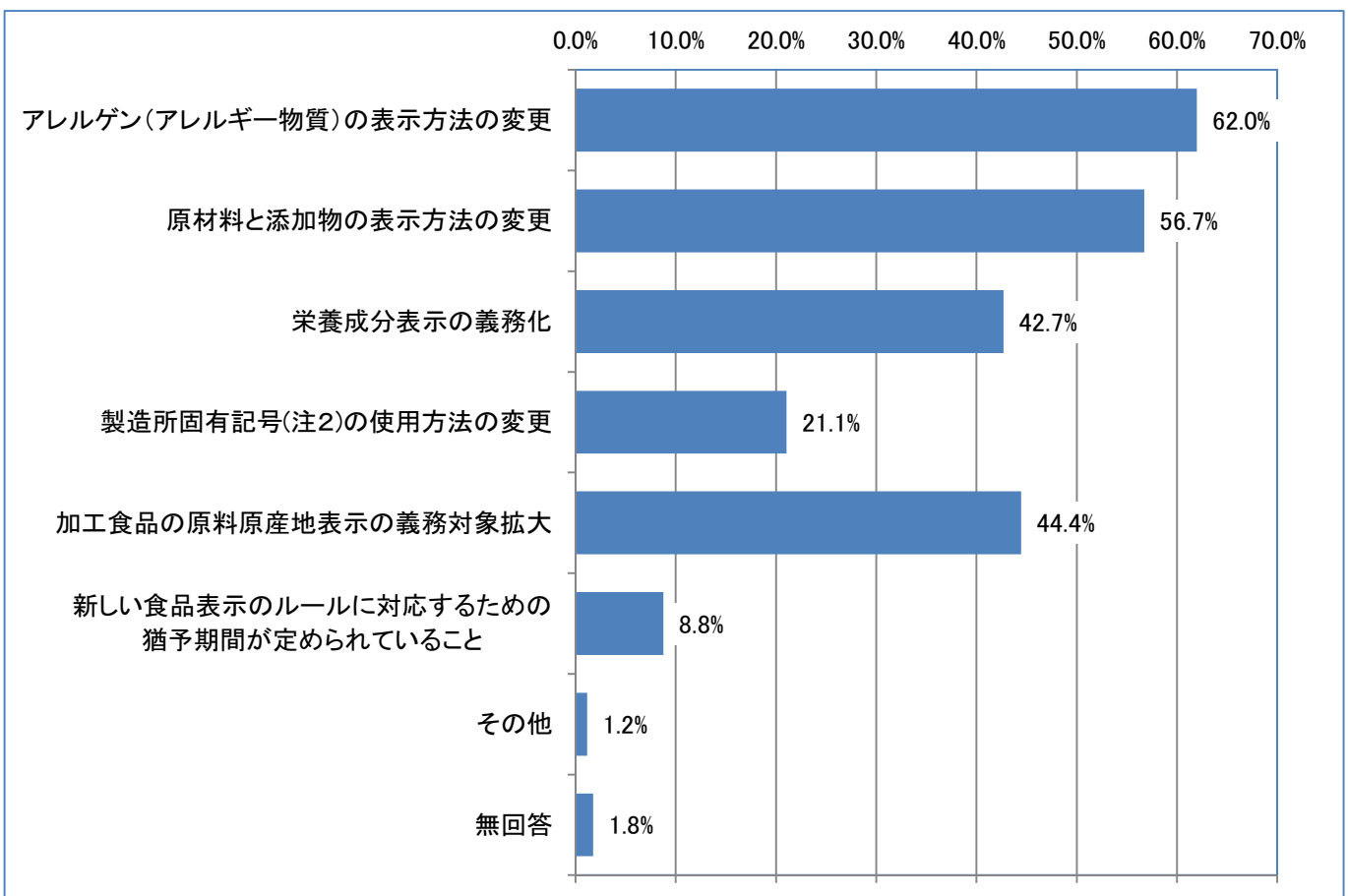


《問 10 で 1 と答えた方(食品表示のルールが変わったことを知っていた方)におたずねします。》

問 11 食品表示のルールが変わったことについて、知っていることを選んでください。

(○はいくつでも)

N = 171



注 2) 原則は製造所等の所在地及び名称を表示することとなっているが、これに代わるものとして表示が可能な記号。実際に食品を製造した製造所を表す固有の記号としてあらかじめ消費者庁長官に届け出る。

《すべての方におたずねします。》

問 12 「食の安全・安心」についてご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

(〇はいくつでも)

記述あり 251 件

- ・根拠のない情報にまどわされないよう適切な情報提供をお願いします。
- ・知らないことがたくさんありこれからはいろいろと表示をみて食生活の中に取り入れて勉強していきたいと思います。今回の取組みが参考になりました。
- ・基準変更などいろいろ安全に対して対策がなされていますが、一部の悪質な業者が偽装(産地、原料、添加物等)を行うことがあり悲しいことですが、すべてが安全になることは難しいと思います。
- ・輸入品は買わないようにしている。

ほか